

■通関士試験まるわかりノート（2015年版）

下記の通り訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
P.3 STEP UP	2 輸入の許可を受けた貨物は、「 <u>内国貨物</u> 」です。	2 輸入の許可を受けた貨物は、「 <u>外国貨物</u> 」です。
P.44 例題	次の記述は、……。 <u>すべてを選びなさい。</u>	次の記述は、……。 <u>一つを選びなさい。なお、誤っているものがない場合には、「0」を選びなさい。</u>
P.44 例題 4	4 申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で輸出申告をすることにつき税関長の承認を受けた場合には、当該貨物 <u>を保税地域に搬入することなく輸出申告をすることができる。</u>	4 申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で輸出申告することについて税関長の承認を受けた場合には、当該貨物 <u>について税関の検査が免除される。</u>
P.45 例題の解説	例題の「解説」（正解＝3） (誤＝3) 3 輸出する貨物の輸出申告は、当該貨物を積載する予定の船舶が本邦の開港に <u>入港</u> する前であっても、輸出申告をすることができます。 (正＝ <u>1、2、4、5</u>) 1 (省略) 2 (省略) <u>4、5 (省略)</u>	例題の「解説」（正解＝3） (誤＝3) 3 輸出する貨物の輸出申告は、当該貨物を積載する予定の船舶が本邦の開港にする前であっても、輸出申告をすることができます。 (正＝ <u>1、2、4、5</u>) 1 (省略) 2 (省略) <u>4、5 あらかじめ本船扱い又はふ中扱いの承認を・・・</u>
下記の箇所において、「到着即時輸入 <u>許可</u> 扱い」→「到着即時輸入 <u>申告</u> 扱い」と訂正させていただきます。		
P.68 Check it out !!	ただし、特例として、本船扱い、ふ中扱い、到着即時輸入 <u>申告</u> 扱い、搬入前申告扱いについて・・・できます。	ただし、特例として、本船扱い、ふ中扱い、到着即時輸入 <u>許可</u> 扱い、搬入前申告扱いについて・・・できます。
P.76 Check it out !!	貨物を輸入しようとする者は、・・・（本船扱い、ふ中扱い、到着即時輸入 <u>申告</u> 扱い、搬入前申告扱い）につき、・・・。	貨物を輸入しようとする者は、・・・（本船扱い、ふ中扱い、到着即時輸入 <u>許可</u> 扱い、搬入前申告扱い）につき、・・・。
P.77 合格への道案内 上段の図中の左の語句	到着即時輸入 <u>申告</u> 扱い (入港到着)	到着即時輸入 <u>許可</u> 扱い (入港到着)
P.77 例題の解説	3 輸入する外国貨物の輸入申告が電子情報処理組織を使用して行われる場合に限り、到着即時輸入 <u>申告</u> 扱いの承認を受けることができます。	3 輸入する外国貨物の輸入申告が電子情報処理組織を使用して行われる場合に限り、到着即時輸入 <u>許可</u> 扱いの承認を受けることができます。
P.85 合格への道案内 3. 図中の（注）	(注1) 輸出者自己証明制度スイス、ペルー又はメキシコ協定では、締約国政府の認定輸出者が原産地 <u>申告書</u> を作成 (注2) 事業者自己証明制度オーストラリア協定では、生産者、輸出者又は輸入者がオーストラリア原産品あることの <u>誓約書</u> に基づき自ら <u>オーストラリア協定原産品申告書</u> を作成	(注1) 輸出者自己証明制度スイス、ペルー又はメキシコ協定では、締約国政府の認定輸出者が原産地 <u>証明書</u> を作成 (注2) 事業者自己証明制度オーストラリア協定では、生産者、輸出者又は輸入者がオーストラリア原産品あることの <u>宣誓書</u> に基づき自ら <u>原産地証明書</u> を作成
P.108 合格への道案内 2.	次の場合には、・・・。 ①再輸出期間内（輸入の許可の日から1年以内）に再輸出されなかった場合 <u>②用途外使用等の承認を受けることなく用途外使用した場合又は用途外使用のために譲渡した場合</u>	次の場合には、・・・。 ①再輸出期間内（輸入の許可の日から1年以内）に再輸出されなかったとき <u>②再輸出期間内に国際運送の用途以外の用途（国内運送の用途）に使用したとき</u>

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
	③用途外使用等をすることにつき税関長の承認を受けた場合	
P.188 例題 2	2 輸入貨物の国内販売価格に基づき課税価格を計算する場合の当該輸入貨物の国内販売価格は、国内において販売された当該輸入貨物に係る国内販売価格で <u>あれば</u> 、国内における販売の売手と買手が特殊関係にあるか否かを問わない。	2 輸入貨物の国内販売価格に基づき課税価格を計算する場合の当該輸入貨物の国内販売価格は、国内において販売された当該輸入貨物に係る国内販売価格で <u>あり</u> 、国内における販売の売手と買手が特殊関係にあるか否かを問わない。
P.287 例題の解説 2.	5 本邦において開発されたデザインの… ……………不算入 輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって <u>本邦において</u> 開発されたものを購入して無償等で売手に提供した場合には、当該技術等の <u>開発者</u> の国籍は問わず、…	5 本邦において開発されたデザインの… ……………不算入 輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって <u>本邦以外において(外国において)</u> 開発されたものを購入して無償等で売手に提供した場合には、当該技術等 <u>に係る契約が締結された場所、作成者</u> の国籍は問わず、…